

特定非営利活動法人しらゆり

定 款

特定非営利活動法人しらゆり定款

第1章 総則

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しらゆりという。

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県竹田市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は地域に住む誰もが地域の人達と交流しながら自分の老後が豊かで健やかに暮らせることを目的とする。

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療、福祉の増進を図る活動

第5条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業

② 認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業

第3章 会員

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会をすることができる。

第4章 役員及び職員

第10条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事4人以上

(2) 監事1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第13条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第15条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第17条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第12条第5項4号の規定により、監事から招集があったとき。

第22条 総会は、第21条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第24条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が署名により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条第2項、第27条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものともなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 第30条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第12条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

- 第31条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長は、第30条第2号及び第3号の規定による請求があったときはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定よってあらかじめ通知した事項による。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 目的及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算

に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第41条 削除

第42条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類。
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による成立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第48条 この法人が解散（合併又は、破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した団体に譲渡するものとする。

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし貸借対照表の公告は当法人の主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

第10章 雑則

第51条 この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | |
|------|----|----|
| 理事長 | 衛藤 | 慎二 |
| 副理事長 | 仲島 | 孝俊 |
| 副理事長 | 佐藤 | 薫 |
| 理事 | 浜田 | 道夫 |
| 監事 | 船越 | 希水 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず成立の日から16年3月31日までとする。

附則

この定款は大分県知事の認証の日
(平成 年 月 日) から施行する。
ただし、第50条の貸借対照表の公告については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二八年六月七日法律第七〇号)の公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

特定非営利活動法人しらゆりの定款に相違ありません
大分県竹田市大字竹田町279番地の1
特定非営利活動法人 しらゆり
理事長 浜田 節子